

平成の大改革が、今各大学で進められて  
いる。  
今回の改革の激震は各大学に波及し、各  
大学とも、改革の実を上げるために、大学  
改革に余念がない。

去る六月二十日、教育学部大講義室で  
「大学改革に関する研修会」が開催され、  
本学の教職員約二百十名が参加し拝聴した  
（前号に一部既報）。  
以下は、研修会の講演要旨である。



文部省高等教育局  
大学課課長補佐 ◆ 常磐 豊

## 大学改革の現状と課題

大学改革の現状と課題について、今の大  
学審議会を中心とした大学改革の動き、国  
立九十八大学においてどのような方向で改  
革が進展しているのかを中心に話をさせて  
いただきます。

### 一、大学改革の進展

①高度化(大学院の重点整備)の量的整備、  
高度専門職業人養成、制度の柔軟化、学  
位授与

高度化とは、大学院の重点的な整備のこ  
とです。わが国の大学院は、学部学生に対  
する大学院生の比率の指標を見ても、例え  
ば日本が五・五％に対し、フランスでは一  
八・三％、イギリスが三七・二％、アメリ  
カが一五・四％で、この数年の間に非常に  
整備が進んできたといえ、まだまだ大学  
院の量的な規模という面では諸外国に比べ  
て非常に見劣りします。今後の大学院の整  
備の方向は、従来の研究後継者の養成だけ  
でなく、社会との関係を考えて高度専門職  
業人の養成をしていくことが求められてい  
ます。

各大学でも、大学院の重点整備をどのよ  
うに図っていくかが大きな課題となってい  
ます。広島大学でも大きなテーマになる  
と思いますが、私は、重点整備の一つの方向  
として、東京大学、京都大学等が進んでい  
る大学院重点化、つまり部局化という形が  
ありますが、これだけが重点的な整備の方  
向であるとは考えておりません。

大学院重点化は、いろいろな利害、特質  
もあり、予算的にはある程度の増が見込ま  
れますが、その一方で、定員的には必ずし  
も増えるわけではありません。これがベス  
トの方法かどうか、私どもとしてもまだ模  
索中のところですが、そのような中で、むし  
ろ今、多様な試みが起きており、九州大学  
やその他の大学では、大学院を重点的に整  
備するための、ある意味では全学改革構想  
のようなものが進んでいます。

②個性化(教養教育改革)の設置基準の規制  
緩和、教育方法改善

第二の方向として個性化があります。従  
来、一般教育については高等学校教育の繰  
り返しではないかと、あるいは専門教育

と全く別個独立に行われていて、それらと  
の関連性がないのではないかとという指摘を  
受け、教育内容面での規制緩和が図られた。  
これまでは国立大学で三十の教養部があ  
ったが、そのうちの十七大学で既に教養  
部の改組が実施されている状況にあります。  
教育方法の改善は、カリキュラムの面と  
教育方法の面が一体となってこそ初めて学  
部レベルでの教育の充実が図られるのでは  
ないかと思えます。学生による授業評価で  
あるとか、シラバスの作成であるとかさま  
ざまな試みがされております。

その中で、東京大学教養学部における  
「知の技法」という教科書が非常にマスコ  
ミ的な話題になっております。各大学では、  
定期試験、期末のレポートの提出等が日常  
茶飯事に行われておりますが、これは学生  
の独創的な記述、思考のようなものが単に  
テストの採点のための資料として使われ、  
採点した後は、先生方が死蔵してしまいか、  
学生に返してそれっきりでありました。

この改革は、駒場の先生方が学生のレポ  
トであるとか、試験の答案等の中で通常の  
成績評価とは別にきわめて創造的、独創的  
な文章が書かれていたものについて再評価  
し、他の学生にぜひ読ませたいという文章  
を集めて、冊子としてシンポジウム(学生  
論文集)という形で提供するという試みが  
されました。

③活性化(組織運営改革)の自己点検・評価、  
教員採用の改善、意思決定の在り方

三番目の活性化は、組織運営の改革です。  
これまでの改革の中で一番すすんでいるの  
は、自己点検・評価です。

国立大学では、ほとんど全ての大学で自  
己点検・評価の実施体制が生まれ、点検・  
評価が行われていますが、必ずしも点検・

評価が大学の教育研究の質的な向上に跳ね  
返っていないのでは、と危惧をいただきます。  
それを跳ね返させるための点検・評価が  
どうあるべきかを示しているのが、神戸大  
学経営学部の一九九四年版「オープン・ア  
カデニズムへの挑戦」というタイトルの自  
己点検・評価の報告書です。この報告書は、  
序の次に、

一、教育の理念と目標の設定

二、学部を自己評価する

三、大学院重点化への道

四、オープン・アカデニズムを評価する

という形になっており、非常に目的意識の  
明確なものになっております。

教員採用の改善については、教員採用に  
あたって学内外の流動化を促進しようとい  
うことで、外国人教員の採用、女性の教員  
採用、企業からの教員採用などが考えられ  
ます。

意思決定の在り方については、評議会の  
在り方、学長や学部長のリーダーシップの  
問題点等の報告が、これまで大学審議会  
でなされています。

④社会化(生涯学習、国際交流、産業界と  
の連携)の夜間大学院、科目等履修生

四番目の社会化であります。生涯学習、  
国際交流、産業界との連携をまとめて一つ  
の言葉として表わすとしたら何がいいかと  
考えて、とりあえず思いついた言葉で、全  
くオフィシャルな用語ではありません。学  
内の機能ではなく、外との関係で大学がど  
う機能すべきかということです。

生涯学習の部分でどのような機能を果た  
しているのか、留学生の需要の増大という  
問題の中で国際交流をどう機能させていく  
のか、産業界との連携の点では、地域のベ  
ンチャー・ビジネス振興という観点から大

学がどのような役割を果たすのか考えていく必要があります。

これに対応するため、夜間大学院であるとか、科目等履修生の制度が新しくできました。

## 二. 大学改革—今後の課題

大学審議会における今後の議論すべき課題として残されているのは、個人の整理として、大きく分けて三つだと思います。

### ① 高等教育の規模

この五月に、高等教育の将来構想検討専門委員会が大学審議会に新たに設けられました。高等教育の規模については、平成四年の段階で十八歳人口が二〇五万人いましたが、平成十二年（西暦二〇〇〇年）には一五二万人、平成二十二年には一二一万人で、二〇五万人に比べ六割程度に落ちてしまふ状況があり、新しく設置された委員会では、西暦二〇〇〇年以降の高等教育の規模の在り方の検討を行うことになっていきます。深刻な問題として、学部教育の規模と大学院の規模の問題がありますし、もう一つの問題として、大学の進学率が非常に高くなっている点もあります。

### ② 学生・教員の流動性

学生の流動性は、大学院の入学定員の規模が毎年二五〇〇人ぐらいつづ増えているわけであり、大学院の規模が非常に拡大しているなかで、学部から大学院に進む段階で自分の大学に学生を困い込むという動きが見られますが、これは非常に問題があるのではないのでしょうか。

学部から大学院に進むにあたって、違う大学の大学院に進むことを、ある意味では制度的に奨励しないと教育研究に停滞を招

くのではないかと、との問題があります。教員の流動性については、外国人教員の運用を考えるべきではないか、教員の任期制が二十年ぐらいい前から問題になっているので、大学審議会としてどのような対応を行うのか、を考える必要があると思います。

### ③ 実践—評価—改革

高度化、個性化、活性化あるいは社会化という中で、すでに大学改革として進むべき方向は示されており、後は実践です。各大学において制度的な枠組み、規制緩和された中で、どのような形で実践を図っていくのかということが問題です。私は、実践—評価—改革の三つが大学改革の今後注目のべき点だと思っています。

## 三. 国立大学を取り巻く状況

国立大学を取り巻く状況は、非常に厳しいことになっていきます。民営化すべきではないかと、地方移管すべきではないかと、全国知事会が昨年の七月にまとめた報告では、国立大学は地方移管すべしという報告が出ています。

そのようななかで、行政改革サイドからは民営化、地方分権サイドからは地方移管、私立大学サイドからは国立は非常に非効率であるという指摘がなされています。

### ① 国立大学の役割

国立大学の果たしている役割は、市場経済原理では提供できないサービスを行っています。

一つには、私立大学と違い大学院を中心に、あるいはビッグ・サイエンス等学術研究面でのウェイトが非常に高く、世界的、社会的な貢献もしております。

第二点には、医学とか理工系とか、私立ではなかなか手をつけられない部分で非常に大きな役割を果たしております。

第三点は、地方での高等教育機会の確保という観点で、私立大学ではなく国立でなければできない、市場経済原理に基づかないサービスを提供していることです。

### ② 国立大学と効率性

国立大学と効率性という問題があります。効率性が非常に悪いのではないかと言われていますが、一つは、我々は通常のサービス、市場経済では提供できないサービスを行っているのだから、もともと効率が悪いです、ということになります。

もう一つは、単に少数の教職員で多くの学生を教えているのが効率がいいのか、それはマスプロ教育にすぎないのではないかと、むしろ少人数教育によって充実した中身を持つ人材を育てていく必要があるということです。

## 四. いくつかの構想と施策

### ① 総合大学の場合

総合大学の場合として一番大きく起こっているのが、教養部を改組して各学部に先立方を分属させ、全学で教養教育を実施するという方法です。

広島大学クラスの、かなり研究にウェイトを置いた大学でどのような改革が行われているかと言いますと、一つは、東京大学における構想です。駒場においては教養教育の充実についての改革を行い、本郷では専門教育の再検討を見直すということ、各学部における専門教育の在り方を総点検し

ようなという作業が行われています。さらに、第三のキャンパスを千葉県の柏に設置し、そこに四つの独立研究科を置くという構想があります。従来、駒場でも本郷でもできなかったインテグレート・ディシプリナリーな研究を行うにはトランス・ディシプリナリーな研究を行いたい、というのがその構想の一端です。

京都大学でも同様の構想があります。すでに教養部の改組を行い、総合人間学という新しい学部を設置し、そこを中心に教養教育が実施されています。それに加えて、大学院レベルにおいても、四つの独立研究科を作りたいという構想があります。

九州大学では、学部と大学院修士課程を一本化して、系という組織を新たに設け、教育組織と研究組織を分離して研究院という組織を設けるのです。これは学部レベルでは、非常に融合化、複合化して幅広い組織を作り、大学院レベルでは、独立研究科を中心にした細かい組織で整備を行う構想です。

### ② 単科大学の場合

単科というものは、人文社会とか理工とか特定の分野に絞られた大学という意味です。東京工業大学では、理工学の範囲だけで考えていくのではなく、社会科学との融合を図って社会理工学の新しい学問を築きたいという構想があります。

一橋大学では、学部レベルにおいては自然科学との融合を図り、大学院レベルでは国際言語情報分野での構想が考えられています。北陸先端科学技術大学院大学では、第三の研究科として、総合システム科学の分野を作る構想があります。

③ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー

これは平成七年度に補正予算で新たに認められた仕組みであり、わが国の基礎技術開発あるいは先端的、独創的な技術開発が、諸外国に比べてその分野が非常に弱いこととあります。

企業は直接お金になる製品開発を行い、大学は基礎研究にウエートを置いているなかで、その間の隙間を埋める必要があるという意味で、ベンチャー・ビジネスの振興に役立つための新しい仕組みを設けたのであります。

五. 今後の方向

今後の改革の方向性として、私としては

次の三つを考えています。

①創造（創造的人材養成）

その一つが「創造」です。日本がこれから国際的な貢献を果たす場合、従来型の諸外国の基礎研究を拝借してきて、企業が適当に製品開発につなげることはすまない状況になっていくのは明らかであり、創造的な研究、創造的な新産業というようなものを作っていくかなければならない。

そのためには、大学自身における教育研究が創造性をもっと重視していくことが、社会的に強く求められているのではないかと考えています。

②総合（インター・ディシプリナリーとトランス・ディシプリナリー、教養教育改革）

第二の課題としては「総合」ということで、従来のディシプリンだけでなく、インター・ディシプリナリーなり、あるいはトランス・ディシプリナリーなりの研究を進めて行くべきです。

大学院を重点的に整備する大学では、学部教育の位置づけをどうするのか、教養教育と専門教育をそれぞれどうするのか、規模をどうするのか考える必要があります。その上で大学院教育を整備し、大学院重点化へ導いていく必要があります。

③発信（知的創造拠点）

第三の課題として「発信」です。広島大学が知的な創造拠点として、広島地域の振興のために生涯学習の面で貢献をされ、あるいは産業の振興という観点から、広島大学のベンチャー・ビジネスは全て広島大学に端を発した研究教育が基盤となり、世界に雄飛していくようになっていただきたい。

最後に個人的意見ですが、創造的な研究、創造的な人材養成という意味で「創造」、それから教育面でも研究面でも「総合」、さらに大学として社会的な貢献をしていくための「発信」というこの三つを参考にしたい、広島大学は改革を進めていただきたいと思えます。（ときわ・ゆたか）



広島県教育委員会教育長

寺脇 研

高等学校改革の視点

今日、私は、高等学校教育がどのように変わっているのか、また、変わっていくのかということをお話したいと思えます。

高等学校は、もう、全ての子どもが行く場に限りなく近くなっていますが、そこから大学へ接続していく子どもたちの教育にどのような考え方があったのかということを中心にお話します。

学習指導要領の改訂と

高等学校の教育改革

高等学校の教育は、平成六年度から新しい学習指導要領が実施され、それによって変わったわけですが、この学習指導要領は、

十年に一度ぐらゐ変わってきております。

今回の学習指導要領の改訂は、もちろん、いつものように小学校、中学校、高等学校セットで行われており、小・中学校の場合、一斉にその年度から全ての生徒がその体制に入るわけですが、高等学校の場合は学年進行ですので、平成六年度入学の生徒から、新学習指導要領の体制に入っております。

高等学校の学習指導要領の改訂は、今回は革命的变化だと言つてよいと思えます。日本の初等中等教育は学習指導要領の法則のもとに行われていますが、高等学校に關して言えば、もうこの法則は無くなったと

理解していただきたいわけです。

小・中学校の学習指導要領の狙いは、いい意味での画一性を保とうとしているものですが、高等学校に關して言えば、もう何をやってもよいわけです。

小・中学校は義務教育であり、いざんとして学習指導要領に掲げている科目以外教えてはいけないし、何を教えるかということが全部決まっていますが、高等学校はフリーカリキュラム制であり、大学にどんな近づいているということ。高等学校では、全体の約三分の一を必修として、残りは教科の枠さえ守れば、その中でどんな科目を開設しても構わなく、学校裁量で科目が開設できるようになっています。大学でも必修科目はありますが、高等学校は非常に必修科目を狭めて、あとは自由にやっけていくということです。

平成五年度から、単位制の高等学校が認められるようになり、今回の改訂では、カリキュラム自体を非常にフリーなものにする

ると同時に、学校制度もそれに抽車をかけてフリーな制度にしています。

そのことは、単位制を導入したことがきわめて大きく、どの子どもも同じ授業を受けて三年間を終えるという考え方は過去のものであり、学年制の高等学校でも、選択履修を文部省の方から奨励しています。

しかしながら、普通科高校と専門高校では、やはり関係科目を大幅に履修するように決められています。普通科高校と専門高校の二本立て体制を維持していたのでは、フリーカリキュラムといつても完全にフリーとは言えません。そこで、第三のカテゴリーとして、総合学科というものを新設したわけです。

この総合学科では、ほぼ大学と同じ考え方によって、非常に多くの科目を開設するなかで、必修科目として学校が課している以外は、生徒が自分で選んで科目を履修するというものであります。広島県でも、今年四月に高陽東高等学校を総合学科に全面